## 【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　平成30年２月13日
【発行者名】　フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ
（Franklin Templeton Investment Funds）
【代表者の役職氏名】　取締役　ウィリアム・ロックウッド
（Director　William Lockwood）
【本店の所在の場所】　ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグＬ－1246、アルバート・ボルシェット通り8A
（8A, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】　弁護士　三　浦　　健
弁護士　大　西　信　治
【代理人の住所又は所在地】　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】　弁護士　三　浦　　健
弁護士　大　西　信　治
弁護士　尾　登　亮　介
弁護士　坂　東　慶　一
【連絡場所】　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】　03（6212）8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ
－フランクリンＫ２オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
（Franklin Templeton Investment Funds
- Franklin K2 Alternative Strategies Fund）
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ
－フランクリンＫ２オルタナティブ・ストラテジーズ・ファンド
－クラスＡ（ａｃｃ）米ドル投資証券
上限見込額は１億1,000万米ドル（約121億4,620万円）である。
（注１）上限見込額は、便宜上、ファンドのクラスＡ（ａｃｃ）米ドル投資証券の2017年８月末日現在の１口当たり純資産価格（11.00米ドル）に1,000万口を乗じて算出された金額である。
（注２）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2017年８月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝110.42円）による。以下同じ。
【縦覧に供する場所】　該当事項なし

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年10月20日に提出した有価証券届出書（2017年12月22日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）（以下「原届出書」といいます。）について、2018年１月15日付で、投資リスク、申込（販売）手続等および買戻し手続等に関する事項等が修正され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

２【訂正の内容】

# 第二部　ファンド情報

## 第１　ファンドの状況

### ３　投資リスク

＜訂正前＞

（前略）

**配当方針リスク**

一定のファンド、特にインカム創出を目指す投資戦略を追求するファンドは、インカムならびに純実現および未純実現キャピタル・ゲインのみならず、元本からの分配金支払いを許可する配当方針を有することがある。この場合、より多くのインカムが分配されることができるが、これにより、投資者の当初投資額、または当該当初投資額に帰属するキャピタル・ゲインの一部の返還または引き出しが行われることがある。これは、元本を削減し、長期的元本成長の可能性を低下させ、キャピタル・ロスを増加させる効果がある。このような状況が発生する例は以下のとおりである。

－　ファンドが投資する証券市場が、ファンドに純キャピタル・ロスを生じさせるに十分な程度に下落した場合。

－　配当金が、報酬および費用込みで支払われ、当該報酬および費用が純実現および未純実現キャピタル・ゲインまたは当初払い込まれた元本から支払われる場合、

ファンドの元本からの配当金支払い、または（ファンドがネット・キャピタル・ロスの状態にある場合）実質的なファンドの元本からの配当金支払いを伴う分配は、元本の成長を減少させ、投資証券１口当たり純資産価格を即時に減少させることがある。「本投資法人の課税」の項を参照のこと。

（中略）

**法律および規制上のリスク**

ファンドは、ルクセンブルグ大公国を含む様々な法域の証券法および会社法によって課される要件を含む、様々な法的要件を遵守しなければならない。

法的措置の解釈および適用は、しばしば矛盾する可能性があり、このため、ファンドが締結する様々な契約および保証の法的強制力が影響を受けることがある。法律は、遡及的に課される可能性があり、広く一般に適用されるものとしてではなく、内部規則の形で発布されることがある。法令の解釈および適用は、特に課税に関する事項について、しばしば矛盾し不明確となる可能性がある。

裁判所は、法律および関連する契約の要件を遵守しないことがあり、外国の裁判所で取得された遡求権または判決は、ファンドが保有する証券に関連する資産が所在する法域で執行される保証はない。

**レバレッジ・リスク**

投資目的の現金借入（伝統的レバレッジ）が、ＵＣＩＴＳファンドに許可されていない一方、金融デリバティブ商品の利用を通してある程度のレバレッジ・エクスポージャーを取得できる。一部のファンドは、投資目的またはヘッジ目的など利用法の如何にかかわらず、金融デリバティブ商品を通して取得する高いレベルのレバレッジを保有することがある。例えば、リスク軽減のために利用される金融デリバティブ商品は、想定ベースで表示される場合の特定ファンドのレバレッジ水準を上昇させる効果もある。一定

の金融デリバティブ商品は、当初投資の規模にかかわらず、高水準のレバレッジとなる可能性がある。レバレッジの利用により、ファンドは債務の返済または資産分別要件の履行が不利益な場合に、これを行うためポートフォリオのポジションを手仕舞うことがある。その結果、デリバティブ契約における比較的小幅の価格変動が、関連するファンドの多大な損失をもたらすことがある。

**流動性リスク**

流動性リスクは、資産側の流動性リスクと、負債側の流動性リスクという２つの形を取る。資産側の流動性リスクとは、ポジションの知覚価値もしくは信用度の急激な変化といった要因または一般的に不利な市況を原因として、ファンドが有価証券またはポジションをその相場価格または市場価格で売却できないことをいう。負債側の流動性リスクとは、ファンドが買戻請求に応じるのに十分な現金を調達するために有価証券またはポジションを売却できないことを原因として、ファンドが買戻請求に応じることができないことをいう。ファンドの有価証券が取引されている市場はまた、取引所の取引活動の停止を引き起こす不利な状況も経験しうる。これらの要因による流動性の低下は、ファンドの純資産価額、また前述のとおり、ファンドが適時に買戻請求に応じる能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

**証券貸付リスク**

（中略）

ファンドは、借り手から受領した担保を再投資することがある。再投資された現金担保の価額またはリターンが、これらの借り手の負債額を下回るリスクがあり、これらの損失は、ファンドが貸し出した証券で獲得する金額を超過することがある。さらに、この結果ボラティリティが生じ、ファンドの目的と一致しない市場エクスポージャーがもたらされることがある。

（中略）

**仕組債リスク**

クレジット・リンク債、エクイティ・リンク債および類似する債券など仕組債には、債券に記載される原証券に連動してその価額が変動することが意図されている債券を組成する相手方の関与がある。金融デリバティブ商品とは異なり、現金が債券の買主から売主に移転する。当該商品への投資は、原証券の価額が減少した場合、損失をもたらす可能性がある。債券発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。追加のリスクは、かかる債券プログラムの文書が高度にカスタマイズされる傾向にあるという事実から発生する。仕組債の流動性は、原証券、通常の債券または債務証券の流動性よりも低くなることがあり、これにより、ポジションの売却能力またはポジションの売却が実行される価格のいずれかが悪影響を及ぼされる可能性がある。

**スクーク投資リスク**

スクークの価格変化は、資本市場の金利動向によって主に影響され、ひいては、マクロ経済要因によって影響される。スクークは、資本市場の金利上昇時に不振となる可能性がある一方、資本市場の金利低下時に価額が上昇する可能性がある。価格変化は、スクークの期間、すなわち満期までの残存期間にも依存する。一般に、短期のスクークは、長期のスクークより価格リスクが低い。しかしながら、これらは比較的リターンが低く、証券ポートフォリオの満期日がより頻繁に到来するため、高い再投資費用を伴う。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

**配当方針リスク**

一定のファンド、特にインカム創出を目指す投資戦略を追求するファンドは、インカムならびに純実現および未純実現キャピタル・ゲインのみならず、元本からの分配金支払いを許可する配当方針を有するこ

とがある。この場合、より多くのインカムが分配されることができるが、これにより、投資者の当初投資額、または当該当初投資額に帰属するキャピタル・ゲインの一部の返還または引き出しが行われることがある。これは、元本を削減し、長期的元本成長の可能性を低下させ、キャピタル・ロスを増加させる効果がある。このような状況が発生する例は以下のとおりである。

－　ファンドが投資する証券市場が、ファンドに純キャピタル・ロスを生じさせるに十分な程度に下落した場合。

－　配当金が、報酬および費用込みで支払われ、当該報酬および費用が純実現および未純実現キャピタル・ゲインまたは当初払い込まれた元本から支払われる場合、

実質的なファンドの元本からの配当金支払いを伴う分配は、元本の成長を減少させ、投資証券１口当たり純資産価格を即時に減少させることがある。「本投資法人の課税」の項を参照のこと。

（中略）

**法律および規制上のリスク**

ファンドは、ルクセンブルグ大公国を含む様々な法域の証券法および会社法によって課される要件を含む、様々な法的要件を遵守しなければならない。

法的措置の解釈および適用は、しばしば矛盾する可能性があり、このため、ファンドが締結する様々な契約および保証の法的強制力が影響を受けることがある。法律は、遡及的に課される可能性があり、広く一般に適用されるものとしてではなく、内部規則の形で発布されることがある。法令の解釈および適用は、特に課税に関する事項について、しばしば矛盾し不明確となる可能性がある。

裁判所は、法律および関連する契約の要件を遵守しないことがあり、外国の裁判所で取得された遡求権または判決は、ファンドが保有する証券に関連する資産が所在する法域で執行される保証はない。

**流動性リスク**

流動性リスクは、資産側の流動性リスクと、負債側の流動性リスクという２つの形を取る。資産側の流動性リスクとは、ポジションの知覚価値もしくは信用度の急激な変化といった要因または一般的に不利な市況を原因として、ファンドが有価証券またはポジションをその相場価格または市場価格で売却できないことをいう。負債側の流動性リスクとは、ファンドが買戻請求に応じるのに十分な現金を調達するために有価証券またはポジションを売却できないことを原因として、ファンドが買戻請求に応じることができないことをいう。ファンドの有価証券が取引されている市場はまた、取引所の取引活動の停止を引き起こす不利な状況も経験しうる。これらの要因による流動性の低下は、ファンドの純資産価額、また前述のとおり、ファンドが適時に買戻請求に応じる能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

**証券貸付リスク**

（中略）

ファンドは、借り手から受領した担保を再投資することがある。再投資された現金担保の価額またはリターンが、これらの借り手の負債額を下回るリスクがあり、これらの損失は、ファンドが貸し出した証券で獲得する金額を超過することがある。

（中略）

**仕組債リスク**

クレジット・リンク債、エクイティ・リンク債および類似する債券など仕組債には、債券に記載される原証券に連動してその価額が変動することが意図されている債券を組成する相手方の関与がある。金融デリバティブ商品とは異なり、現金が債券の買主から売主に移転する。当該商品への投資は、原証券の価額が減少した場合、損失をもたらす可能性がある。債券発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。追加のリスクは、かかる債券プログラムの文書が高度にカスタマイズされる傾向にあるという事実から発生する。仕組債の流動性は、原証券、通常の債券または債務証券の流動性よりも低くなることがあり、これに

より、ポジションの売却能力またはポジションの売却が実行される価格のいずれかが悪影響を及ぼされる可能性がある。

実質的なレバレッジ・リスク

投資目的の現金借入（伝統的レバレッジ）が、ＵＣＩＴＳファンドに許可されていない一方、金融デリバティブ商品の利用を通してある程度のレバレッジ・エクスポージャーを取得できる（詳細は、上記「デリバティブ商品リスク」に記載される。）。その投資戦略に従い一部のファンドは、投資目的またはヘッジ目的など利用法の如何にかかわらず、金融デリバティブ商品を通して取得する高いレベルのレバレッジを保有することがある。例えば、リスク軽減のために利用される金融デリバティブ商品は、想定ベースで表示される場合の特定ファンドのレバレッジ水準を上昇させる効果もある。一定の金融デリバティブ商品は、当初投資の規模にかかわらず、非常に高水準のレバレッジとなる可能性がある。実質的なレバレッジの利用により、ファンドは債務の返済または資産分別要件の履行が不利益な場合に、これを行うためポートフォリオのポジションを手仕舞うことがある。その結果、デリバティブ契約における比較的小幅の価格変動が、特に当該契約がファンドにおいて相手程度利用された場合、関連するファンドの多大な損失をもたらすことがある。

スクーク投資リスク

スクークの価格変化は、資本市場の金利動向によって主に影響され、ひいては、マクロ経済要因によって影響される。スクークは、資本市場の金利上昇時に不振となる可能性がある一方、資本市場の金利低下時に価額が上昇する可能性がある。価格変化は、スクークの期間、すなわち満期までの残存期間にも依存する。一般に、短期のスクークは、長期のスクークより価格リスクが低い。しかしながら、これらは比較的リターンが低く、証券ポートフォリオの満期日がより頻繁に到来するため、高い再投資費用を伴う。

（後略）

# 第三部　外国投資法人の詳細情報

## 第２　手続等

### １　申込（販売）手続等

海外における申込手続等

＜訂正前＞

（前略）

**購入方法**

（中略）

投資者は、フランクリン・米ドル・リキッド・リザーブ・ファンドのクラスBおよびクラスC投資証券は、それぞれ別のファンドのクラスBおよびクラスC投資証券との交換でのみ発行される旨承知していなければならない。投資者は、投資証券の転換に関する制限の詳細については、下記「３　乗換え手続等　海外市場における乗換え　投資証券の転換方法」の項を参照すべきである。

（中略）

**支払方法**

（中略）

取締役会は、ルクセンブルグ大公国の法律により規定される要件を適切に考慮し、全額または一部現金での投資証券の購入を受け入れる権限を有する。投資者が当該資産に対する無瑕疵権原（clear title）を提供することができない場合、本投資法人は、不履行に陥った投資者に対して訴訟を提起する権利を有する。投資証券の割当ては、評価日のルクセンブルグの５ファンド営業日以内に支払われる購入金額（適用ある申込手数料を含む。）の受領を条件とするが、取締役会が、申込みの受理以前に決済可能な資金を要求する場合を除く。決済金額が全額支払われるまで、投資証券の申込人は当該投資証券の法的な所有権を持たない。投資証券の申込人が申込みに関わる決済金額の支払い、またはすべて記入済の申込書（初回申込みの場合）の提出を締切日までに実施できなかった場合、本投資法人および／または管理会社は、当該申込人またはその販売会社の費用負担で、関連する投資証券の買戻しを決定できる。投資証券の申込人は、本投資法人または主販売会社に対して当該申込人が申請した投資証券に対する支払いが履行できないか、または締切日までに必要書類を提出できなかった結果、直接または間接的に生じた損害、経費または費用につき補償しなければならない。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

**購入方法**

（中略）

投資者は、フランクリン・米ドル・リキッド・リザーブ・ファンドおよびフランクリン・ユーロ・ショート-ターム・マネー・マーケット・ファンドのクラスC、クラスFおよびクラスG投資証券は、それぞれ別のファンドのクラスC、クラスFおよびクラスG投資証券との交換でのみ発行される旨承知していなければならない。投資者は、投資証券の転換に関する制限の詳細については、下記「３　乗換え手続等　海外市場における乗換え　投資証券の転換方法」の項を参照すべきである。

（中略）

**支払方法**

（中略）

取締役会は、ルクセンブルグ大公国の法律により規定される要件を適切に考慮し、全額または一部現金での投資証券の購入を受け入れる権限を有する。投資者が当該資産に対する無瑕疵権原（clear title）を提供することができない場合、本投資法人は、不履行に陥った投資者に対して訴訟を提起する権利を有する。投資証券の割当ては、評価日のルクセンブルグの３ファンド営業日以内（または、当該日程は各国におけるファンドの関係書類または販売資料に記載される。）に支払われる購入金額（適用ある申込手数料を含む。）の受領を条件とするが、取締役会が、申込みの受理以前に決済可能な資金を要求する場合を除く。決済金額が全額支払われるまで、投資証券の申込人は当該投資証券の法的な所有権を持たない。投資証券の申込人が申込みに関わる決済金額の支払い、またはすべて記入済の申込書（初回申込みの場合）の提出を締切日までに実施できなかった場合、本投資法人および／または管理会社は、当該申込人またはその販売会社の費用負担で、関連する投資証券の買戻しを決定できる。投資証券の申込人は、本投資法人または主販売会社に対して当該申込人が申請した投資証券に対する支払いが履行できないか、または締切日までに必要書類を提出できなかった結果、直接または間接的に生じた損害、経費または費用につき補償しなければならない。

（後略）

**２　買戻し手続等**

海外における買戻し手続等

＜訂正前＞

（前略）

**買戻手取金の支払い**

買い戻された投資証券の支払いは、買戻指示書が管理会社により正式な手順で受領され、受理されたのちルクセンブルグの５ファンド営業日以内に実施され、通常、別途指示される場合を除き、当該投資証券クラスの通貨で銀行間の電子送金により実施される。本投資法人および／または管理会社は、入念なデュー・ディリジェンスを行っている場合、受取銀行または決済システムにおいて生じた遅延または手数料につき、責任を負わず、一部の国内、特定の銀行、現地コルレス銀行、支払代理人もしくはその他の代理人による現地での支払処理にかかる時間が原因で生じる決済の遅延については、責任を負わない。支払いは、指示書内で投資主の費用およびリスクにより要求される場合、制限なく交換可能な通貨で実施することもできる。

下記「第３　管理及び運営　１　資産管理等の概要　（１）資産の評価」に記載される例外的状況において、当該ファンドの流動性ゆえに、関連する評価日からルクセンブルグの５ファンド営業日以内に買戻手取金の支払いが認められない場合、かかる買戻手取金は、合理的に実施可能な限り速やかに支払われるが、利息は付与されない。

取締役会は、ファンドに帰属する資産の相当部分が投資されている国の金融市場において実施される決済およびその他の制約により要求されるルクセンブルグの30ファンド営業日を超えない期間（ただし、法域によってはより短い期間が適用されることがある。）まで、買戻手取金の支払期間を延長する権限も有しているが、かかる延長は、その投資目的および投資方針において、新興国の発行体のエクイティ証券に投資することを規定している本投資法人のファンド（つまり、フランクリン・インディア・ファンド（Franklin India Fund）、フランクリン・ＭＥＮＡ・ファンド（Franklin MENA Fund）、テンプルトン・アフリカ・ファンド（Templeton Africa Fund）、テンプルトン・ＡＳＥＡＮ・ファンド（Templeton ASEAN Fund）、テンプルトン・アジアン・グロース・ファンド（Templeton Asian Growth Fund）、テンプルトン・アジアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（Templeton Asian Smaller Companies Fund）、テンプルトン・ＢＲＩＣ・ファンド（Templeton BRIC Fund）、テンプルトン・チャイナ・ファンド（Templeton China Fund）、テンプルトン・イースタン・ヨーロッパ・ファンド（Templeton Eastern

Europe Fund）、テンプルトン・エマージング・マーケッツ・ファンド（Templeton Emerging Markets Fund）、テンプルトン・エマージング・マーケッツ・バランスト・ファンド（Templeton Emerging Markets Balanced Fund）、テンプルトン・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（Templeton Emerging Markets Bond Fund）、テンプルトン・フロンティア・マーケッツ・ファンド（Templeton Frontier Markets Fund）、テンプルトン・コリア・ファンド（Templeton Korea Fund）、テンプルトン・ラテン・アメリカ・ファンド（Templeton Latin America Fund）およびテンプルトン・タイランド・ファンド（Templeton Thailand Fund））に関してのみとする。すべての支払いは、販売会社、投資運用会社、管理会社および／または本投資法人側に責任はなく、投資主のリスク負担により実施される。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

**買戻手取金の支払い**

買い戻された投資証券の支払いは、買戻指示書が管理会社により正式な手順で受領され、受理されたのちルクセンブルグの３ファンド営業日以内（または、当該日程は各国におけるファンドの関係書類または販売資料に記載される。）に実施され、通常、別途指示される場合を除き、当該投資証券クラスの通貨で銀行間の電子送金により実施される。本投資法人および／または管理会社は、入念なデュー・ディリジェンスを行っている場合、受取銀行または決済システムにおいて生じた遅延または手数料につき、責任を負わず、一部の国内、特定の銀行、現地コルレス銀行、支払代理人もしくはその他の代理人による現地での支払処理にかかる時間が原因で生じる決済の遅延については、責任を負わない。支払いは、指示書内で投資主の費用およびリスクにより要求される場合、制限なく交換可能な通貨で実施することもできる。

下記「第３　管理及び運営　１　資産管理等の概要　（１）資産の評価」に記載される例外的状況において、当該ファンドの流動性ゆえに、関連する評価日からルクセンブルグの３ファンド営業日以内（または、当該日程は各国におけるファンドの関係書類または販売資料に記載される。）に買戻手取金の支払いが認められない場合、かかる買戻手取金は、合理的に実施可能な限り速やかに支払われるが、利息は付与されない。

取締役会は、ファンドに帰属する資産の相当部分が投資されている国の金融市場において実施される決済およびその他の制約により要求されるルクセンブルグの30ファンド営業日を超えない期間（ただし、法域によってはより短い期間が適用されることがある。）まで、買戻手取金の支払期間を延長する権限も有しているが、かかる延長は、その投資目的および投資方針において、新興国の発行体のエクイティ証券に投資することを規定している本投資法人のファンド（つまり、フランクリン・ブラジル・オポチュニティ・ファンド（Franklin Brazil Opportunity Fund）、フランクリン・インディア・ファンド（Franklin India Fund）、フランクリン・ＭＥＮＡ・ファンド（Franklin MENA Fund）、テンプルトン・アフリカ・ファンド（Templeton Africa Fund）、テンプルトン・アジアン・グロース・ファンド（Templeton Asian Growth Fund）、テンプルトン・アジアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（Templeton Asian Smaller Companies Fund）、テンプルトン・ＢＲＩＣ・ファンド（Templeton BRIC Fund）、テンプルトン・チャイナ・ファンド（Templeton China Fund）、テンプルトン・イースタン・ヨーロッパ・ファンド（Templeton Eastern Europe Fund）、テンプルトン・エマージング・マーケッツ・ファンド（Templeton Emerging Markets Fund）、テンプルトン・エマージング・マーケッツ・バランスト・ファンド（Templeton Emerging Markets Balanced Fund）、テンプルトン・エマージング・マーケッツ・スモーラー・カンパニーズ・ファンド（Templeton Emerging Markets Smaller Companies Fund）、テンプルトン・フロンティア・マーケッツ・ファンド（Templeton Frontier Markets Fund）、テンプルトン・コリア・ファンド（Templeton Korea Fund）、テンプルトン・ラテン・アメリカ・ファンド（Templeton Latin America Fund）およびテンプルトン・タイランド・ファンド（Templeton Thailand

Fund））に関してのみとする。すべての支払いは、販売会社、投資運用会社、管理会社および／または本投資法人側に責任はなく、投資主のリスク負担により実施される。

（後略）

別紙Ｃ

定　　義

＜訂正前＞

（前略）

| | |
|---|---|
| 「主販売会社」 | 本投資法人の主販売会社として行為する管理会社 |
| 「ＲＭＢ」 | 中国本土の正式通貨（文脈に応じて、中国国内の中国元（ＣＮＹ）および／または中国国外の中国元（ＣＮＨ）を指す。） |
| 「ＳＩＣＡＶ」 | 変動資本を有する会社型投資信託 |

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

| | |
|---|---|
| 「主販売会社」 | 本投資法人の主販売会社として行為する管理会社 |
| 「購入」 | 英文目論見書において「購入」または「購入方法」という場合は、一般的に投資証券の購入を意味する。 |
| 「ＲＭＢ」 | 中国本土の正式通貨（文脈に応じて、中国国内の中国元（ＣＮＹ）および／または中国国外の中国元（ＣＮＨ）を指す。） |
| 「買戻」または「買戻方法」 | 英文目論見書において、「買戻」または「買戻方法」という場合は、一般的に投資証券の買戻しを意味する。 |
| 「ＳＩＣＡＶ」 | 変動資本を有する会社型投資信託 |

（後略）